

■参考資料

○小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項

(平成21年6月1日)

小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項
(設置)

1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「維持向上計画」という。）の策定に向けての課題の整理及び施策・事業案等の検討を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

2 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 維持向上計画策定に向けた課題の整理に関すること。
- (2) 維持向上計画に記載する施策・事業案等の検討に関すること。
- (3) 他都市における維持向上計画に関する調査・研究に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。

(組織)

3 検討会は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。

4 リーダーは都市部景観担当課長を、サブリーダーは企画部企画政策課政策調整班、生涯学習部文化財課及び経済部産業政策課の担当主査以上の職にある者をもって充てる。

5 スタッフは、次に掲げる課の職員をもって充てる。

- (1) 企画部企画政策課
- (2) 経済部産業政策課
- (3) 経済部観光課
- (4) 都市部都市政策課
- (5) 都市部まちづくり景観課
- (6) 都市部都市計画課
- (7) 建設部道路整備課
- (8) 建設部みどり公園課
- (9) 下水道部河川課
- (10) 生涯学習部文化財課

(検討会)

6 検討会は、リーダーが招集する。

7 リーダーは、必要があると認められるときは、検討会にスタッフ以外の職員を出席させることができる。

(設置期間)

8 検討会の設置期間は、平成21年6月1日から平成23年3月31日までとする。

9 リーダーは、必要があると認められるときは、前項の設置期間を延長することができる。

(庶務)

10 検討会の庶務は、まちづくり景観課において処理する。

(その他)

11 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要項は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

○小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項

(令和元年5月1日廃止済み)

小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (設置)

- 1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づき策定した小田原市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）に位置付けた事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 2 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。
 - (2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。

(組織)

- 3 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。
- 4 リーダーは都市部まちづくり交通課歴史まちづくり担当課長を、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部産業政策課の係長以上の職にある者をもって充てる。
- 5 スタッフは、次に掲げる課等の職員をもって充てる。
 - (1) 企画部企画政策課
 - (2) 文化部文化政策課
 - (3) 文化部生涯学習課
 - (4) 文化部文化財課
 - (5) 文化部図書館
 - (6) 経済部産業政策課
 - (7) 経済部観光課
 - (8) 経済部小田原城総合管理事務所
 - (9) 都市部まちづくり交通課
 - (10) 建設部道水路整備課
 - (11) 建設部みどり公園課
 - (12) 建設部建築課

(推進会議)

6 推進会議は、リーダーが招集する。

7 リーダーは、必要があると認められるときは、推進会議にスタッフ以外の職員を出席させることができる。

(設置期間)

8 推進会議の設置期間は、平成23年7月1日から平成33年3月31日までとする。

9 リーダーは、必要があると認められるときは、前項の設置期間を延長することができる。

(庶務)

10 推進会議の庶務は、都市部まちづくり交通課において処理する。

(その他)

11 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。

(小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項の廃止)

2 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項(平成21年6月1日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づく小田原市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）に関し、事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。
- (2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。
- (3) 次期計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。

2 リーダーは都市部まちづくり交通課長をもって充て、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部商業振興課の係長以上の職にある者のうちから市長が指名する。

3 スタッフは、次に掲げる課等の職員のうちから市長が指名する。

- (1) 企画部企画政策課
- (2) 企画部広報広聴課
- (3) 文化部文化政策課
- (4) 文化部生涯学習課
- (5) 文化部文化財課
- (6) 文化部図書館
- (7) 経済部産業政策課
- (8) 経済部商業振興課
- (9) 経済部観光課
- (10) 経済部農政課
- (11) 経済部小田原城総合管理事務所
- (12) 都市部都市計画課
- (13) 都市部まちづくり交通課
- (14) 建設部道水路整備課
- (15) 建設部みどり公園課
- (16) 建設部建築課
- (17) 教育委員会教育総務課
- (18) 教育委員会教育指導課

(会議)

第4条 推進会議の会議（次項において「会議」という。）は、リーダーが招集する。

2 リーダーは、必要があると認められるときは、会議にスタッフ以外の職員を出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、都市部まちづくり交通課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

○小田原市歴史まちづくり協議会設置要綱（平成25年4月1日 廃止済み）

（設置）

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条に基づき小田原市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、同法第11条の規定に基づき小田原市歴史まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定内容の協議に関すること。
- (2) 計画の変更内容の協議に関すること。
- (3) 計画の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定等に際し、必要と認められる事項

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) まちづくり、歴史、考古、建造物等の学識経験者
- (2) 歴史的風致の維持及び向上に寄与する市民団体等の代表者
- (3) 行政職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、計画の策定等に際し、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、計画の策定等のための調査又は協議に必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(調査等への協力)

第7条 協議会は、計画の策定等のため調査及び研究の必要があると認めるときは、小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会に協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の事務は、都市部まちづくり景観課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に開催される会議については、市長が招集する。

○小田原市歴史まちづくり協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市歴史まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関し専門的知識を有する者
- (2) 専ら市内において歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行っている団体の代表者
- (3) 行政職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人以内を置き、前条第1項第1号に掲げる者のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。副会長が2人置かれている場合にあつては、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(関係者の出席)

第6条 協議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の事務は、都市部まちづくり交通課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月26日から施行する。

■参考文献等

□参考文献

- 歩いて見て調べてみよう神奈川の東海道
／神奈川東海道ルネッサンス推進協議会 平成 13 年 (2001)
- 一枚の古い写真 小田原近代史の光と影／小笠原清／小田原市立図書館 平成 2 年 (1990)
- 江戸時代の小田原／岩崎宗純、内田清、内田哲夫／小田原市立図書館 昭和 55 年 (1980)
- 小田原案内記／小西正寛／明治 32 年 (1899)
- 小田原かまぼこ製造業界の概要／神奈川経済研究所 昭和 57 年 (1982)
- 小田原蒲鉾のあゆみ／本多康宏／夢工房 平成 16 年 (2004)
- 小田原市史 通史編 原始古代中世／小田原市 平成 10 年 (1998)
- " 近世／小田原市 平成 11 年 (1999)
- " 現代／小田原市 平成 13 年 (2001)
- 小田原市史 史料編 原始古代中世 I／小田原市 平成 7 年 (1995)
- " 中世 II 小田原北条 1／小田原市 平成 3 年 (1991)
- " 中世 III 小田原北条 2／小田原市 平成 5 年 (1993)
- " 近世 I 藩政／小田原市 平成 7 年 (1995)
- " 近世 II 藩領 1／小田原市 平成元年 (1989)
- " 近世 III 藩領 2／小田原市 平成 2 年 (1990)
- " 近代 I／小田原市 平成 3 年 (1991)
- " 近代 II／小田原市 平成 5 年 (1993)
- " 現代／小田原市 平成 9 年 (1997)
- 小田原市史 別編 城郭／小田原市 平成 7 年 (1995)
- " 自然／小田原市 平成 13 年 (2001)
- " 年表／小田原市 平成 15 年 (2003)
- 小田原市史料 上 (歴史編)・下 (現代編)／小田原市 昭和 41 年 (1966)
- 小田原市農業の現状／関東農政局神奈川統計情報事務所小田原出張所
／神奈川農林統計協会／昭和 61 年 (1986)
- 小田原スタディ 第 1 号／小田原市政策総合研究所 平成 13 年 (2001)
- 小田原スタディ 第 2 号／小田原市政策総合研究所 平成 14 年 (2002)
- 小田原スタディ 第 3 号／小田原市政策総合研究所 平成 15 年 (2003)
- 小田原スタディ 第 7 号／小田原市政策総合研究所 平成 19 年 (2007)
- 小田原スタディ 第 8 号／小田原市政策総合研究所 平成 20 年 (2008)
- 小田原地方商工業史／内田哲夫、岩崎宗純／夢工房 平成元年 (1989)
- 小田原地方新聞記事目録／小田原市 平成元年 (1989)
- 小田原地方の漁業史／本多康宏／株式会社地球社 昭和 63 年 (1988)

- 小田原地方の社寺建築百景／（社）神奈川県建築士会小田原地方支部 平成10年（1998）
- 小田原地方の神社祭礼について／浜田和政／小田原市郷土文化館 平成7年（1995）
- おだわら農業農村ビジョン／小田原市 平成15年（2003）
- 小田原の梅／神奈川農林統計協会 平成4年（1992）
- 小田原の梅 一歴史背景の謎を追う一／石井啓文／夢工房 平成17年（2005）
- 小田原の郷土史再発見／石井啓文／夢工房 平成13年（2001）
- 小田原の建造物／小田原市教育委員会 平成3年（1991）
- 小田原のさかな／本多康宏 平成19年（2007）
- 小田原の昭和史 わが心のふるさと写真集／地域文化研究学会／千秋社 平成5年（1993）
- 小田原の町名・地名／小田原市教育委員会 平成元年（1989）
- 小田原の文化財／小田原市教育委員会 平成13年（2001）
- 小田原の水 一小田原市水道50年史一／小田原市 昭和61年（1986）
- 小田原の年中行事／小田原市教育委員会 平成5年（1993）
- 小田原の祭り／小田原祭禮研究会 平成16年（2004）
- 小田原藩～士農工商の生活史／内田哲夫／有隣新書 昭和56年（1981）
- 小田原ふるさとの原風景百選／小田原市／（財）小田原市公益事業協会 平成19年（2007）
- 小田原まちあるき検定／特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団
／ゴマブックス株式会社 平成21年（2009）
- 街道と用水が息づくまち 小田原板橋
／板橋まちなみファクトリー、東京大学都市デザイン研究室 平成15年（2003）
- 語り伝える／堀田義宣 平成21年（2009）
- 神奈川の東海道 上／神奈川東海道ルネッサンス推進協議会 平成11年（1999）
- 〃 下／神奈川東海道ルネッサンス推進協議会 平成12年（2000）
- 聞き語りおだわら ふるさとの記憶／小田原市 平成9年（1997）
- 国立歴史民俗博物館研究報告 第127集／国立歴史民俗博物館 平成18年（2006）
- 相模湾沿岸地域における邸園文化圏の再生方策に関わる研究
／邸園文化調査団 平成17年（2005）
- 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書
／小田原市教育委員会 平成22年（2010）
- 城跡及び周辺環境整備調査（都市集成図作成）報告書
／（株）都市環境研究所 昭和59年（1984）
- 知られざる魅力 箱根・小田原／読売新聞社 昭和54年（1979）
- 新編相模国風土記稿／雄山閣編集部／雄山閣 昭和50年（1975）
- 徳川慶喜公の散歩道／奥津弘高／夢工房 平成19年（2007）
- 二宮尊徳 一青少年のために一／二宮尊徳生誕二百年記念事業会 昭和62年（1987）
- 日本最古の水道「小田原早川上水」を考える／石井啓文／夢工房 平成16年（2004）

- ふるさと小田原の建築百景／ふるさと小田原の建築 100 景実行委員会
／小田原市都市部建築指導課 平成 5 年（1993）
- 炎の匠・小田原鋳物／小田原伝統工芸鋳物研究会／夢工房 平成 9 年（1997）
- 身近にある小田原の史跡（川東版）／小田原市教育委員会 平成 14 年（2002）
- 身近にある小田原の史跡（川西版）／小田原市教育委員会 平成 20 年（2008）
- 明治小田原町誌 上／小田原市立図書館 昭和 50 年（1975）
- " 中／小田原市立図書館 昭和 50 年（1975）
- " 下／小田原市立図書館 昭和 53 年（1978）
- 目で見える小田原・足柄の 100 年／郷土出版社 平成 2 年（1990）
- 目で見える小田原の歩み／小田原市 昭和 55 年（1980）
- 山縣有朋邸小田原古稀庵 調査報告書／千代田火災海上保険株式会社 昭和 57 年（1982）
- 我がうぶすな／国府津商工振興会 50 周年記念事業実行委員会 平成 16 年（2004）

□参考図版、写真等

ページ	図版、写真等	資料名	所蔵（敬称略）
12	伊勢宗瑞（北条早雲）	北条早雲像	早雲寺
22	尊徳座像	二宮尊徳座像	報徳博物館
25	小田原海濱漁網	東海道名所画帖 嘉永 4 年 (1851)	神奈川県立図書館
26	小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号	—	小田原蒲鉾協同組合
	小田原ひもの協同組合と加盟企業の屋号	—	小田原ひもの協同組合
48	国道 1 号を渡御する松原神社神輿	—	下田正治
	小田原城周辺を渡御する松原神社神輿	—	下田正治
50	籠清前を駆け抜ける松原神社神輿	—	下田正治
	小田原城天守閣と松原神社神輿	—	下田正治
51	小田原駅（旧駅舎）に突っ込む松原神社神輿	—	下田正治
	木遣りの様子	—	下田正治
52	宮入時、参道にひしめく人々と神輿	—	下田正治
53	松原神社神輿の宮入の様子	—	下田正治
	白張・白足袋で揃えられた衣装で、神輿を左右に荒振る居神社神輿の様子	—	下田正治

ページ	図版、写真等	資料名	所蔵
53	担がれていた頃の大稲荷神社神輿	—	下田正治
54	山車の競演	—	下田正治
	氏子町内を練り歩く松原神社神輿	—	下田正治
55	小田原宿を進む将軍の行列	御上洛錦絵 文久3年(1863)	神奈川県立図書館
56	幕末期の小田原宿	—	横浜開港資料館
	魚市場前の舟揚場と堤防	目で見ると 小田原の歩み	斉藤保男
57	お八朔の風景	—	下田正治
	江戸時代の小田原宿の様子	東海道分間延絵図 文化3年(1806)	東京国立博物館
59	子供も手伝った地曳網の様子	目で見ると 小田原の歩み	斉藤保男
60	かまぼこ製造の様子	—	(株)籠清
	昭和30年代の蒲鉾の包装紙	—	(株)丸う田代
61	「籠清」の店先の様子(左)	—	(株)籠清
	アジ・カマスを用いた干物作り	目で見ると 小田原の歩み	譲原充
63	東海道分間延絵図に見る板橋地区周辺の主な社寺の配置	東海道分間延絵図 文化3年(1806)	東京国立博物館
70	街道名物の箱根細工	目で見ると 小田原の歩み	(株)ちんりう
71	紀伊神社社殿と社叢	—	神奈川県
72	漆塗りの作業風景	—	石川漆器(株)
76	紫蘇巻き梅干	—	(株)ちんりう
79	国府津駅前中村屋松五郎商店でのみかんの箱詰	目で見ると 小田原の歩み	椎野恵二
80	冷凍みかん	—	(株)井上
83	大海嘯で押しつぶされた古新宿の家々	目で見ると 小田原の歩み	板橋公民館